

社宅等の再配置について説明を受ける

「当面の社宅等の再配置について」業務委員会開催

本部は本日、業務委員会を開催し「当面の社宅等の再配置について」会社から説明を受けました。会社説明の概略は以下のとおりです。詳細は別紙資料を参照して下さい。

1. 横浜市東神奈川区に社宅を新規に建設（約240戸）し、磯子フラット、岩井町社宅（単身者除く）を集約する。入居開始時期は平成21年10月を予定。
2. 富田西五百住を建て替える（約70戸）とともに、新たに単身者用社宅を同敷地内に併設（約50戸）する。家族用社宅には、西大路門脇町社宅、井園フラットを集約する。単身者用社宅には、関西地区に居住する単身者（プレミール京都除く）を集約する。入居開始時期は平成22年3月を予定。
3. 生駒フラットの居住者を吹田市に建設中（約280戸）の社宅に集約する。入居開始時期は平成20年7月を予定。（すでに周知済み）
4. 準備が出来次第、書面等で具体的な移転時期等を通知するとともに、移転希望等について調査を行う。移転費用の扱いは従来どおり。

《主なやりとり》

組合：集約する社宅の入居状況はどうなっているか。

会社：概数で、磯子フラットは280戸中200戸、岩井町は70戸中家族40戸、西大路門脇町は47戸中40戸、井園フラットは16戸中14戸、生駒フラットは180戸中80戸となっている。

組合：建設する社宅の広さと、使用料はどうなるのか。

会社：最近建設している社宅と同じで、3LDK、3DKであり使用料も同程度となる。

組合：「自宅購入」奨励の方針は変わらないか。

会社：変わらない。

組合：「社宅の再配置」をきっかけに自宅を購入した社員の移転費用はどうなるのか

会社：基本的には100キロまで（100キロ分まで）は会社が出すことになる。

組合：家族や学校の関係してくることである。対象者には早め早めに知らせること。

会社：了解。

以 上